

広島市水道局規程第12号

令和8年3月31日

広島市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 梶原 茂

広島市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

広島市水道局事務分掌規程（平成14年広島市水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「企画係」を「企画係
危機管理係」に改める。

第3条第1項中第23号を第24号とし、第14号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 危機管理に関すること。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。